

証券コード 3864  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

**三菱製紙株式会社**

取締役社長 鈴木 邦 夫

## 第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア  
当社会議室（11階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第151期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第151期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 株式併合の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

#### 4. ウェブ開示についてのご案内

当社は、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mpm.co.jp/ir/general-meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結計算書類の連結注記表
- (3) 計算書類の株主資本等変動計算書
- (4) 計算書類の個別注記表

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策もあり、一部に企業収益や雇用の改善も見られましたが、中国経済の成長鈍化など今後の世界経済への懸念も増しており、先行き不透明な状況で推移いたしました。紙パルプ産業においては、電子媒体への移行に伴う国内紙需要の構造的減少が続いており、厳しい事業環境のまま推移いたしました。

このような状況下、当社グループは平成25年11月に策定した「第1次中期経営計画フェーズ2 ローリングプラン」の最終年度として、「成長に向けての収益基盤強化」を目指した諸施策への取り組みを行い、当期は前期に引き続き八戸工場構造改革の推進などコストダウン諸施策を強力に進めてまいりました。

紙・パルプ事業につきましては、情報用紙を中心に国内向けが堅調であったことに加え、印刷用紙の輸出にも注力し、販売数量は増加いたしました。また、これらの増販に対応するため、一時休止していた八戸工場3号抄紙機を昨年7月より再稼働しております。

イメージング事業につきましては、海外市場で写真感光材料が競争激化の影響を受けましたが、インクジェット用紙が業務用途を中心に伸長するなど全般的に堅調に推移いたしました。

機能材事業につきましては、不織布の水処理膜支持体、海外向けリライトメディア、バッテリーセパレータの販売増により、販売金額は増加いたしました。

この結果、連結売上高は2,163億4千万円（前期比0.6%増）となりました。損益面では、円安による原材料価格の高騰など減益要因がありましたものの、洋紙価格の修正、イメージング事業の損益改善、機能材料の拡販、労務費削減などによるコストダウン効果等の増益要因があり、連結営業利益は38億7千2百万円（前期比272.8%増）、連結経常利益は22億1千6百万円（前期比1,535.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億1千7百万円となりました。

当社単体では、売上高は1,158億9千4百万円、経常利益は28億7千4百万円、当期純利益は33億5千1百万円となりました。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## (2) 事業区分別の営業の概況

### ○ 紙・パルプ事業

国内向けにつきましては、情報用紙を中心に販売数量は増加いたしました。輸出につきましては、印刷用紙に加え産業用インクジェット用紙の拡販にも取り組みました。その結果、販売数量は増加し、販売金額は価格修正効果等により増加いたしました。

欧州子会社におきましては、主力製品のノーカーボン紙・感熱紙ともに拡販に注力し、販売数量は増加いたしました。販売金額は為替の影響もあり減少いたしました。

市販パルプにつきましては、販売数量は減少いたしました。円安などから販売金額は増加いたしました。

このほか、販売金額は連結会社間の一部商流変更による減少がありました。

以上の結果、紙・パルプ事業全体の売上高は1,643億1千9百万円と、前期比0.7%減となりました。

### ○ イメージング事業

国内市場におきましては、写真感光材料や印刷製版材料が堅調に推移し、販売金額は前期並みとなりました。

海外市場におきましては、写真感光材料が競争激化に伴う市場環境悪化の影響を受けましたが、インクジェット用紙が業務用途を中心に伸長するなど全般的に受注は安定しており、円安効果もあり販売金額は増加いたしました。

このほか、販売金額は連結会社間の一部商流変更による減少がありました。

以上の結果、イメージング事業全体の売上高は417億6千5百万円と、前期比4.1%減となりました。

### ○ 機能材事業

機能材料につきましては、海外家電向けフィルターが低調で販売金額が減少いたしました。水処理膜支持体、海外向けリライトメディアの販売増、また、大手電池メーカー向けバッテリーセパレータの販売立ち上げなどにより、販売金額は増加いたしました。化学紙につきましては、壁紙用裏打紙が低迷し、販売金額は減少いたしました。

以上の結果、機能材事業全体の売上高は169億2千8百万円と、前期比0.5%増となりました。

### ○ その他事業

工務関連子会社の売上増加等により、売上高は158億1千万円と、前期比4.4%増となりました。

〈事業区分別販売金額〉

事業区分	第 150 期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		第 151 期 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	上段：売上高 下段：営業利益 (△印損失)	金額構成比	上段：売上高 下段：営業利益 (△印損失)	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 165,449	% 68.6	百万円 164,319	% 68.8	百万円 △1,129	% △0.7
	△1,326	—	226	—	1,553	—
イ メ ー ジ ン グ	43,535	18.1	41,765	17.5	△1,769	△4.1
	1,481	—	2,400	—	919	—
機 能 材	16,847	7.0	16,928	7.1	80	0.5
	561	—	902	—	341	—
そ の 他	15,140	6.3	15,810	6.6	670	4.4
	395	—	371	—	△23	—
消 去 又 は 全 社	△26,029	—	△22,483	—	3,545	—
	△71	—	△28	—	43	—
合 計	214,944	100.0	216,340	100.0	1,396	0.6
	1,038	—	3,872	—	2,833	—

(3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、生産性向上や環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、47億9千8百万円の設備投資を実施いたしました。当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社  
八戸工場板紙単判カッター新設

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社  
八戸工場2号、5号抄紙機ドライヤー省蒸気対策
- ・ 北上ハイテクペーパー(株)  
パルプ生産安定化及び夾雑物対策

#### (4) 資金調達の様況

当期の設備及び運轉資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。なお、金融機関からの借入には、株式会社日本政策投資銀行による環境格付取得に基づく融資が含まれております。

#### (5) 財産及び損益の様況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	第 149 期 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	第 150 期 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)	第 151 期 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)
売上高(百万円)	200,850	207,470	214,944	216,340
営業利益(百万円)	3,332	473	1,038	3,872
経常利益(百万円)	2,663	62	135	2,216
親会社株主に帰属する 当期純利益(△印損失)(百万円)	1,710	280	△ 4,272	2,217
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	5.00	0.82	△ 12.50	6.49
純資産(百万円)	55,370	55,586	55,094	51,492
総資産(百万円)	265,234	258,599	253,482	241,155

##### ② 当社の財産及び損益の様況

区 分	第 148 期 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	第 149 期 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	第 150 期 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)	第 151 期 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)
売上高(百万円)	123,164	115,883	113,965	115,894
営業利益(△印損失)(百万円)	523	△ 3,366	△ 875	2,742
経常利益(△印損失)(百万円)	377	△ 3,086	△ 393	2,874
当期純利益(△印損失)(百万円)	433	△ 1,882	△ 5,504	3,351
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	1.27	△ 5.50	△ 16.09	9.80
純資産(百万円)	42,983	40,101	35,526	37,920
総資産(百万円)	205,613	195,525	188,531	188,318

## (6) 対処すべき課題

[第2次中期経営計画について]

「成長に向けての収益基盤強化」を柱とする第1次中期経営計画フェーズ2 ローリングプラン（平成25年4月～平成28年3月）に沿って八戸工場の分社化、希望退職の募集、グループ会社の再構築等による収益基盤の強化を図り、有利子負債の削減については計画通り進めてまいりました。

今後益々厳しさを増す事業環境に対応すべく、「アライアンスによる収益の安定化」をキーワードとし、以下を全社方針とする第2次中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）を策定し、外部環境に左右されにくい安定収益構造の強化に努めてまいります。

- ① 洋紙事業の構造改革
  - ・ アライアンスの強化により、主力工場である八戸工場の最適化を図り、外部環境に左右されにくい安定収益構造を実現いたします。
  - ・ 流通体制・物流体制の最適化を図ります。
- ② 収益基盤の充実
  - ・ 写真用原紙の分野で富士フイルム株式会社とのアライアンスを更に強化し、効率的生産体制を構築します。
  - ・ イメージング及び機能材事業の既存分野における、当社の強みとポジショニングを活かした収益基盤事業を充実させます。
- ③ 新規事業の育成
  - ・ 八戸の立地を活かし、将来の収益基盤強化を図るため、王子グループと共同でバイオマス発電事業を立ち上げます。
  - ・ 新規事業（機能性フィルム、デジタル捺染紙、不織布の新分野等）を戦略的に育成します。
  - ・ 注力分野（不織布、機能性フィルム、エネルギー等）に対して、厳選された戦略的・選択的な投資を行います。
- ④ 収益力を支える業務基盤・財務基盤の強化
  - ・ 事業構造の改革に向けて業務プロセス・IT基盤の再構築を図ります。
  - ・ 震災前レベルまで圧縮した有利子負債の削減を進め、財務基盤の更なる強化を図ります。

[CSR（企業の社会的責任）について]

当社グループは、持続可能な未来を社会と共に築き上げることを念頭に、ステークホルダーの皆様との積極的な対話を通じて環境面、財務面、社会面から課題の解決に向けた的確な取組みが必要と考えております。

CSR活動の目的が、皆様からの信頼と共感を得ることを通じて企業価値向上につなげることにありと認識し、持続可能な発展に向けて特徴あるCSR活動の推進に努めてまいります。

当期は、「安全衛生に関する活動の強化」及び「法令遵守の徹底」を最重要課題に掲げて取り組むとともに、製品面では持続可能な社会に貢献するFSC森林認証紙やサーマルディジプレート製版システムなどの環境配慮型商品の充実を図りました。

152期は、「コーポレートガバナンスの実効性の確保」と「安全衛生に関する活動の強化」の2点を最重要課題としました。コーポレートガバナンスに関する基本方針に定めた各項目を具体的に進め、中長期的な発展の実現と企業価値向上につなげるCSR活動の推進に努めてまいります。

## (7) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
三菱製紙販売株式会社	600	74.3	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダイヤミック株式会社	100	100.0	印刷製版材料等の販売
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株式会社ピクトリコ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
新北菱林産株式会社	70	100.0	木材チップ等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
八戸紙業株式会社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
K J 特殊紙株式会社	50	100.0	化学紙の製造、加工及び販売
高砂紙業株式会社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス
八菱興業株式会社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
菱工株式会社	20	100.0	建設業、機械修理
エム・ピー・エム・オペレーション株式会社	20	100.0	八戸工場の運営管理・生産活動の受託
京菱ケミカル株式会社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北菱興業株式会社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業
白菱興業株式会社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
	千ユーロ		
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH	11,759	81.6	紙の製造及び販売
三菱ペーパー GmbH	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
	米ドル		
三菱イメージング(エム・ピー・エム), Inc.	1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売
	千香港ドル		
MPM Hong Kong Limited	700	100.0	機能性材料の販売
	千元		
珠海清菱净化科技有限公司	20,103	100.0	機能性材料の製造、加工及び販売

- (注) 1. 東邦特殊パルプ株式会社、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH及び三菱ペーパー GmbHの議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。
2. 旭感光紙株式会社は、平成28年2月29日付けで清算終了しました。
3. MPM Hong Kong Limited及び珠海清菱净化科技有限公司は、重要性が増したため、当事業年度より連結子会社としました。



(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、情報用紙、衛生用紙 電気絶縁プレスボード、高級白板紙、特殊白板紙、その他特殊用紙 晒クラフトパルプ、特殊パルプ
イメージング事業	インクジェット用紙、写真印画紙、写真印画紙用原紙、印刷製版材料、印刷機器類 CTPソフトウェア、各種処理薬品
機能材事業	化学紙、不織布、フィルター、リライトメディア、バッテリーセパレータ 各種機能性材料
その他事業	エンジニアリング業務、スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業 倉庫業、運輸関連業

(9) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
工場・事業所	高砂工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、八戸工場（青森県）、北上事業本部（岩手県） 白河事業所（福島県）
営業所	大阪営業所（大阪府）
研究所	つくばR&Dセンター（茨城県）、京都R&Dセンター（京都府） 生産技術センター（福島県）

② 子会社等

紙・パルプ事業	三菱製紙販売㈱（東京都）、東邦特殊パルプ㈱（東京都） エム・ピー・エム・オペレーション㈱（青森県）、八戸紙業㈱（青森県） 新北菱林産㈱（青森県）、八菱興業㈱（青森県）、白菱興業㈱（福島県） 高砂紙業㈱（兵庫県） 三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ）GmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH（ドイツ）
イメージング事業	ダイヤミック㈱（東京都）、㈱ピクトリコ（東京都） 北上ハイテクペーパー㈱（岩手県）、北菱興業㈱（岩手県）、京菱ケミカル㈱（京都府） 三菱ペーパーGmbH（ドイツ）、三菱イメージング（エム・ピー・エム）, Inc.（アメリカ）
機能材事業	KJ特殊紙㈱（静岡県）、MPM Hong Kong Limited（中国） 珠海清菱浄化科技有限公司（中国）
その他事業	三菱製紙エンジニアリング㈱（青森県）、菱紙㈱（東京都）、浪速通運㈱（大阪府） エム・ピー・エム・シェアードサービス㈱（東京都）、菱工㈱（兵庫県）

(10) 従業員 の 状 況 (平成28年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
紙・パルプ	2,086名	81名減
イメージング	610名	35名減
機能材	503名	205名増
その他	400名	6名減
全社(共通)	98名	8名減
合計	3,697名	75名増

(注) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
622名	37名減	45.4歳	24.5年

(注) 上記のほか783名が子会社等に出向しております。

(11) 主要な借入先 (平成28年 3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	49,007百万円
株式会社日本政策投資銀行	19,710百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,410百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,285百万円
農林中央金庫	5,842百万円
株式会社商工組合中央金庫	4,848百万円

(注) シンジケートローンは、金融機関24社の協調融資18,157百万円、金融機関21社の協調融資19,500百万円、及び金融機関20社の協調融資11,350百万円によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 900,000,000株         |
| (2) 発行済株式の総数 | 342,584,332株         |
| (3) 株主数      | 20,169名（前期末比1,313名減） |
| (4) 大株主      |                      |

株主名	持株数	持株比率
那須功	14,400千株	4.2%
明治安田生命保険相互会社	13,537千株	4.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338千株	3.3%
東京海上日動火災保険株式会社	10,000千株	2.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	9,632千株	2.8%
農林中央金庫	9,000千株	2.6%
三菱商事株式会社	8,671千株	2.5%
富士フイルム株式会社	8,500千株	2.5%
王子ホールディングス株式会社	8,000千株	2.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	7,615千株	2.2%

（注） 持株比率は自己株式（623,884株）を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況（平成28年3月31日現在）

取締役社長 （代表取締役）	鈴木邦夫	
代表取締役	田口量久	
取締役	森岡寛司	
取締役	原田純二	
取締役	首藤正樹	
取締役	半田常彰	（光村印刷株式会社 社外監査役）
取締役	大川直樹	

取締役	品川知久	(森・濱田松本法律事務所 弁護士 株式会社ランドコンピュータ 社外監査役 日本リバイバル・インベストメンツ株式会社 社外取締役)
常勤監査役	岡健二	
監査役	高松泰治	(明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長 株式会社十六銀行 社外取締役)
監査役	開発光治	
監査役	井上毅	(株式会社価値総合研究所 代表取締役社長 株式会社日本経済研究所 取締役 富士石油株式会社 社外監査役)

(2) 執行役員の氏名及び担当 (平成28年3月31日現在)

* 社長執行役員	鈴木邦夫	
* 副社長執行役員	田口量久	(社長室、イメージング事業部、エネルギー事業室、 技術環境部管掌 北上事業本部、内部監査部担当) 北上事業本部長 CSR担当役員
* 専務執行役員	森岡寛司	(原材料部担当)
常務執行役員	田代直也	(エネルギー事業室、技術環境部担当)
常務執行役員	前田清	(社長室担当 社長室長)
* 常務執行役員	原田純二	(機能材事業部担当 機能材事業部長)
* 常務執行役員	首藤正樹	(経理部担当)
* 常務執行役員	半田常彰	(ドイツ事業管掌 洋紙事業部担当 洋紙事業部長)
上席執行役員	山田清春	(エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役社長) 八戸工場長、洋紙事業部副事業部長
上席執行役員	岡豊	(ダイヤミック株式会社 取締役社長)
上席執行役員	藤田誠	(京都工場長、イメージング事業部副事業部長)
上席執行役員	佐藤信弘	(ドイツ事業担当 洋紙事業部副事業部長)
上席執行役員	立藤幸博	(高砂工場長、洋紙事業部副事業部長、 イメージング事業部副事業部長、機能材事業部副事業部長)
執行役員	山田真平	(イメージング事業部長、I J・フォト営業部長)

\*執行役員 大川直樹（総務人事部、法務部担当 総務人事部長）

執行役員 井上 晃（洋紙事業部 印刷用紙営業部長）

執行役員 真部健司（北上事業部副本部長  
北上ハイテクペーパー株式会社 取締役社長）

\*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高松泰治氏は、明治安田生命保険相互会社にて資産運用関連業務に従事、また取締役執行役員副社長としての経営経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
4. 監査役 開発光治氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社にて資産運用、投資企画業務等に従事、また専務取締役としての経営経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役 井上 毅氏は、日本原燃株式会社にて常務取締役として経理及び財務部門を担当するなど、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
6. 取締役 品川知久氏、監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏につきましては、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
7. 当事業年度中開催の第150回定時株主総会（平成27年6月26日）の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はおりません。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 ( 1)	165百万円 ( 6)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 3)	32百万円 ( 15)
合 計	16名	197百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第150回定時株主総会終結の時を以て退任した取締役4名の在任中の報酬等の額が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

#### イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 品川知久氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士、株式会社ランドコンピュータの社外監査役並びに日本リバイバル・インベストメンツ株式会社の社外取締役であります。森・濱田松本法律事務所は、当社に法務サービス等を提供しており、株式会社ランドコンピュータ及び日本リバイバル・インベストメンツ株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 高松泰治氏は、明治安田システム・テクノロジー株式会社の代表取締役会長（平成28年3月31日退任）並びに株式会社十六銀行の社外取締役であります。両社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 井上 毅氏は、株式会社価値総合研究所の代表取締役社長、株式会社日本経済研究所の取締役（本年6月16日を以て代表取締役社長に就任予定）並びに富士石油株式会社の社外監査役であります。3社と当社の間には、特別な関係はありません（本年6月23日を以てトピー工業株式会社の社外取締役に就任予定）。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川知久	15回	100%	—	—
監査役 高松泰治	15回	100%	13回	100%
監査役 開発光治	15回	100%	13回	100%
監査役 井上 毅	15回	100%	13回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏、監査役 開発光治氏及び監査役 井上 毅氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称（平成28年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

52百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイ. の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH、三菱ペーパー GmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc.、MPM Hong Kong Limited、珠海清菱浄化科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人と社内関係部署から前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等必要な資料を入手し、説明を受け、更に他社の監査報酬水準等を確認したうえで、当事業年度の監査計画内容及び報酬額見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によりこれを解任します。

また上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認める場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

#### (4) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

### 5. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は、以下のとおりであります。（最終改定：平成28年4月28日）

##### — コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端に行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」をグループの企業理念として企業活動を行っています。この理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、CSR（企業の社会的責任）を重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行い、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

これを具体的に進めていくため、「三菱製紙株式会社 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しました。

##### — 会社の機関の概要 —

当社は、会社の機関設計として監査役会設置会社を選択したうえで、独立社外取締役を選任し、取締役会に求められる役割を十分に果たせる体制を構築しています。そして、監督機能と執行機能を区分し、執行役員制を採用することにより、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップ、業務執行の責任の明確化を図っています。

経営陣の指名と報酬について、客観性と透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置しています。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的または必要に応じて監査役会を開催しています。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略について、常務会及び経営検討会を月2回開催し、



経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため各事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせ、業務執行体制の強化を図っています。

事業拠点からの報告を受け経営方針を徹底するため、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を毎月開催しています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

CSRを重視した企業グループ経営の推進のため、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社グループを横断的に組織するCSR委員会を設け、9つのCSR活動（コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献）全体を統括し、CSR基本方針、年間計画策定を行い、取締役会に報告します。

## — 基本方針 —

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝え、企業倫理に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSR委員会のもとに、法務部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置し、「企業行動憲章」「コンプライアンス行動基準」の周知徹底と法令遵守の徹底を進めるため、研修や啓発活動により、グループ全体への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに職制を通じて当該問題に対処すべき部門に報告することとし、または社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報することとします。当該問題に対処すべき部門は、総務人事部、法務部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

これらのコンプライアンス活動の概要、内部通報の状況について、取締役会に報告します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、「文書管理規定」「情報管理規定」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役はこれらの

文書等を常時閲覧できるものとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

CSR委員会のもとに、総務人事部が主管しグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、その状況を取締役に報告します。本社各部署、各工場は、適切な業務推進のために諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築し、問題が起きた場合の再発防止策を講じ、有事の際の対応を迅速に行える体制作りを進めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画において目標となる連結ベースの基本計画値を定め、各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。その達成に向け、毎期主要な業績評価指標（KPI）を設定し、進捗状況を管理します。取締役会は定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

### 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく子会社の指導・監督を行います。

#### イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、所管部門が子会社から定期及び随時に報告を受ける体制を整備するとともに、重要案件については子会社が所管部門の承認を要する体制とします。

また、毎月開催する場所長会議の場において、主要な子会社から当社幹部に対して定期的に経営報告を行います。

#### ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会に子会社も参画させ、当社グループのリスクマネジメントを統括します。

#### ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画で目標とする基本計画値達成に向けて、「子会社等管理規定」に基づき、それぞれの子会社を所管する部門が子会社の指導・監督を行います。子会社の業績に関してもKPIを設定し、進捗状況を管理します。

## ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」並びに「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンス委員会に子会社も参画させ、子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの強化を図ります。

毎年子会社も含めたグループ会社全体でコンプライアンス研修を行い、グループ内へのコンプライアンスの浸透を図ります。

また子会社を含めたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の専門会社に直接通報できる制度を設けます。さらに、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係する部署が必要に応じて子会社の監査を実施します。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務を補助する監査役付を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

## 7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

## 8. 監査役への報告に関する体制

### イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で審議・報告された事項、②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容（社外窓口への通報は監査役に直接連絡が行く体制としております）、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

### ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社から重要事項の報告を受けた所管部署は、監査役に報告するものとします。

また、子会社から当社監査役に直接報告することができるものとし、当社監査役も子会社に対して直接ヒアリングができるものとします。

さらに、内部監査部はホットラインを通じて受けた子会社からの通報の内容を、定期的に監査役に報告します。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「三菱製紙コンプライアンス行動基準」に報告者が報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が当社及び子会社において不利な取扱いを受けないことを確保します。

10. 監査役職務の執行により生ずる費用の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは速やかに当該費用を処理します。

11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員及び使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的を実施します。また、監査役職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### <職務執行体制>

当期は、取締役8名（うち独立社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）により取締役会並びに監査役会を構成し、執行役員17名（うち取締役兼務者7名）により、業務執行に当たりました。当期は、定例取締役会12回、臨時取締役会3回、監査役会13回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督、監査を行いました。

また、全取締役及び全監査役への自己評価アンケートとそれに基づく取締役会での議論を行い、現状認識の共有・課題の抽出等、取締役会の実効性評価を行いました。

### <コンプライアンス体制>

当期は、コンプライアンス委員会を2回開催し、研修計画の立案や実施確認、各子会社・各場所のコンプライアンス活動の報告、事例紹介による情報共有やホットラインの通報状況の確認等を行いました。研修については、国内グループ会社全職場を対象（パート社員、派遣社員含む）としたコンプライアンス教育や、リーガルマインドの向上を目的としテーマを選定して専門弁護士を招聘

した社内セミナーを実施し、当社グループのコンプライアンス意識の浸透を図りました。

#### <リスク管理体制>

当期は、リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業環境の変化等に応じて当社に存在するリスク要因の洗い出しと評価をまとめたリスクマップの見直し、事業継続計画（BCP）の検討、リスク顕在事例の紹介等を実施し、当社グループのリスクマネジメントについて統括しました。

#### <子会社管理>

当期の期初に、新たに「子会社等管理規定」を制定し、当社グループの子会社管理の適正化と強化のための体制の明確化を図りました。同規定の理解を深め適切な運用がなされるよう、会社法改正の内容と併せて同規定の説明会を子会社対象に実施しました。各子会社においても、明確化のため、同規定の趣旨に準ずることを取締役会決議したり、必要な社内規定等の整備を行いました。当社の担当部門は、同規定に従い、子会社の指導・監督を行い、必要な付議・報告がなされていることを確認しています。

#### <監査役監査>

当社の監査役は、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、取締役会・常務会等の重要経営会議への出席、書類の閲覧、工場や国内子会社等への往査、代表取締役・社外取締役との定期的会合、部門長・子会社監査役に対するヒアリング等を行い、良質な企業統治体制を確立する責務を果たしました。また、会計監査人、内部監査部及び経理部との意見交換・情報共有を図るなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定に関しましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、内部留保を充実させつつ配当比率を安定的に維持することを方針とし、具体的には連結当期経常利益の20%を基準としております。

当期は、「第1次中期経営計画フェーズ2 ローリングプラン」の最終年度として、八戸工場の構造改革をはじめとする極限コストを追求する諸施策を強力に推し進め、当期純利益は33億5千1百万円となりました。しかしながら、当社はまだ利益配当が実施できる安定した財務体質への回復の途上にあり、内部留保を充実させ安定した収益基盤を築くための施策に取り組みたいと考えます。このため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期の利益配当は見送ることとさせていただきます。企業基盤の安定を目指し新たにスタートした「第2次中期経営計画」を着実に実行し、安定した利益を生み出し財務体質の改善を着実に進め、早期の復配を目指してまいります。

### (4) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に戻していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることがその基本方針といたします。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益のため、企業基盤の安定を目指し平成28年度に新たにスタートした「第2次中期経営計画」の諸施策を強力に推進しております。また、平成27年10月に策定したコーポレートガバナンス基本方針に従い、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、CSRを重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行い、コーポレートガバナンスの充実にも取り組んでまいります。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成22年6月29日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年6月27日開催の当社第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員

会委員として、従前と同様、片岡義広、品川知久、竹原相光の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月29日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/ir/library/pdf/2013/20130529.pdf>）

#### イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

#### ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

##### (a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

##### (b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

##### (c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

##### (d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ、本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

なお、平成28年5月31日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第151回定時株主総会でご承認いただくことを条件に、一部所要の変更を行った上継続し、その有効期間を第151回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を決議いたしております。(変更後のプランの詳細につきましては、第151回定時株主総会参考書類第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更及び継続の件」(47頁から63頁)をご参照ください。)

ニ、株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。



(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、

1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>109,907</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>118,677</b>
現金及び預金	11,381	支払手形及び買掛金	23,245
受取手形及び売掛金	48,338	短期借入金	81,176
商品及び製品	27,458	リース債務	363
仕掛品	7,646	未払費用	7,081
原材料及び貯蔵品	10,399	未払法人税等	345
繰延税金資産	945	その他	6,465
その他	3,925	<b>固 定 負 債</b>	<b>70,985</b>
貸倒引当金	△188	長期借入金	57,443
<b>固 定 資 産</b>	<b>131,248</b>	リース債務	1,240
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>109,875</b>	繰延税金負債	1,213
建物及び構築物	28,350	役員退職慰労引当金	48
機械装置及び運搬具	55,571	厚生年金基金解散損失引当金	121
土地	22,518	退職給付に係る負債	9,165
リース資産	1,428	資産除去債務	884
建設仮勘定	535	その他	866
その他	1,471	<b>負 債 合 計</b>	<b>189,663</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>225</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	225	<b>株 主 資 本</b>	<b>47,514</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>21,147</b>	資本金	32,756
投資有価証券	18,554	資本剰余金	7,456
長期貸付金	82	利益剰余金	7,447
退職給付に係る資産	8	自己株式	△145
繰延税金資産	198	その他の包括利益累計額	1,727
その他	2,642	その他有価証券評価差額金	3,014
貸倒引当金	△338	為替換算調整勘定	1,577
<b>資 産 合 計</b>	<b>241,155</b>	退職給付に係る調整累計額	△2,864
		非支配株主持分	2,250
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>51,492</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>241,155</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	216,340
売上原価	184,758
売上総利益	31,582
販売費及び一般管理費	27,709
営業利益	3,872
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	425
受取口外イリテイ	188
受取保険金	365
その他	320
営業外費用	
支払利息	2,320
支払差損	242
その他	441
特別利益	2,216
関係会社貸倒引当金戻入額	277
固定資産処分益	1,459
投資有価証券売却益	38
その他	67
特別損失	
減損損失	18
固定資産処分損	441
事業構造改革費用	227
特別退職金	302
その他	50
税金等調整前当期純利益	3,018
法人税、住民税及び事業税	914
法人税等調整額	81
当期純利益	2,023
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△ 193
親会社株主に帰属する当期純利益	2,217

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>84,856</b>	<b>流動負債</b>	<b>96,052</b>
現金及び預金	4,537	支払手形	408
受取掛手形	42	買掛金	17,645
商品及び製品	33,743	短期借入金	69,115
仕掛品	15,638	リース債	36
材料及び貯蔵品	3,590	未払金	1,803
前払費用	5,419	未払費用	6,587
繰延税金資産	723	未払法人税等	142
短期貸付	375	前受金	170
未収入金	339	預り金	82
貸倒引当金	13,876	設備関係支払手形	56
	6,401	その他	3
	295	<b>固定負債</b>	<b>54,345</b>
	△126	長期借入金	52,702
<b>固定資産</b>	<b>103,461</b>	リース債	75
<b>有形固定資産</b>	<b>78,909</b>	長期未払金	247
建物	17,462	退職給付引当金	110
構築物	3,154	資産除去債	580
機械及び装置	41,020	繰延税金負債	545
車両運搬具	50	その他	84
工具、器具及び備品	435	<b>負債合計</b>	<b>150,397</b>
土地	15,964	<b>純資産の部</b>	
山林及び植栽	482	株主資本	36,575
建設仮勘定	103	資本金	32,756
	235	資本剰余金	7,523
<b>無形固定資産</b>	<b>54</b>	資本準備金	7,523
商標	17	利益剰余金	△3,602
ソフトウエア	12	その他利益剰余金	△3,602
その他の資産	25	繰越利益剰余金	△3,602
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,496</b>	自己株式	△102
投資有価証券	9,664	評価・換算差額等	1,345
関係会社株	9,888	その他有価証券評価差額金	1,345
関係会社出資	3,344	<b>純資産合計</b>	<b>37,920</b>
長期前払費用	31	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>188,318</b>
長期前払費用	47		
前払金	997		
その他	552		
貸倒引当金	△29		
<b>資産合計</b>	<b>188,318</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金	額
売上高		115,894
売上原価		96,865
売上総利益		19,028
販売費及び一般管理費		16,286
営業利益		2,742
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,575	
雑収入	1,061	2,636
営業外費用		
支払利息	1,984	
雑損失	520	2,505
経常利益		2,874
特別利益		
投資有価証券売却益	13	
関係会社貸倒引当金戻入額	277	
関係会社清算益	525	
その他	42	859
特別損失		
固定資産処分損	388	
事業構造改革費用	151	
特別退職金	218	
減損	18	
その他	19	795
税引前当期純利益		2,937
法人税、住民税及び事業税		△ 337
法人税等調整額		△ 76
当期純利益		3,351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

三菱製紙株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

三菱製紙株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 健 二 ⑩

監査役 高 松 泰 治 ⑩

監査役 開 発 光 治 ⑩

監査役 井 上 毅 ⑩

(注) 監査役高松泰治、開発光治及び井上 毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### (1) 株式併合の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、平成30年10月1日までに、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することとしています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この要請に応えるため、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更いたします。変更後も当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を実施したいと存じます。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案通り可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することといたします。

#### (2) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式の発行済株式総数3億4,258万4,332株について、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (3) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

#### (4) 効力発生日における発行可能株式総数

90,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

### 【ご参考】

本議案が原案通り可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款とを対照すると、次のとおりとなります。

下線部が変更部分です。

(下線は変更部分です)

現行定款	変更後
(株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>9億株</u> とする。	(株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>9千万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となりますので、コーポレートガバナンス強化のため、社外取締役を1名増員し、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役各候補者の選定につきましては、当社コーポレートガバナンス基本方針に掲げる取締役の資格要件に照らし、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定しております(コーポレートガバナンス基本方針(抜粋)(44頁)ご参照願います)。

取締役候補者は次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	鈴木邦夫 (昭和25年10月12日生) 65歳 再任候補 【取締役会への出席状況】 <u>100% (15回/15回)</u>	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役社長 社長執行役員(現在)  [取締役候補者とする理由] 同氏は、当社事業の中核である洋紙の生産現場を熟知し、平成21年に社長執行役員就任後は、東日本大震災からの当社復興を率い、新規事業の開発、海外市場への展開を積極的に進めるなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。取締役会議長として、経営の統率を適切に果たしており、今後の成長戦略を盛り込んだ第2次中期経営計画を実行実現していくため、同氏の強いリーダーシップと行動力は欠くことができず、取締役に選任するものであります。	297,000株

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	た ぐち かず ひさ 田 口 量 久 (昭和29年4月1日生) 62歳 再任候補 【取締役会への出席状況】 <u>100% (15回/15回)</u>	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員京都工場長 平成21年6月 上席執行役員イメージング&ディベロップメントカンパニーバイスプレジデント 平成23年6月 取締役 上席執行役員 平成25年6月 取締役 常務執行役員イメージング事業部長 平成26年6月 取締役 専務執行役員イメージング事業部長 平成27年4月 取締役 副社長執行役員イメージング事業部長 平成27年5月 代表取締役 副社長執行役員イメージング事業部長 社長室、イメージング事業部、エネルギー事業室、技術環境部管掌、北上事業本部、内部監査部担当、CSR担当役員（現在）  [取締役候補者とする理由] 同氏は、高度な技術基盤で当社を特色付けるイメージング事業を中心に専門的な知見と豊富な経験を有し、平成27年4月より副社長執行役員として、全事業のグローバル化の舵取りを担っております。当社が長年培ってきた技術に立脚しながら、今後の成長に向けた経営をしていくため、同氏の才腕に対する期待は大きく、取締役に選任するものであります。	61,000株
3	もり おか かん じ 森 岡 寛 司 (昭和35年4月1日生) 56歳 再任候補 【取締役会への出席状況】 <u>100% (10回/10回)</u>	昭和57年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成21年6月 同行 執行役員（東日本エリア支店担当） 平成22年5月 同行 執行役員総務部長 平成23年6月 同行 常勤監査役 平成27年6月 当社取締役 専務執行役員 原材料部担当（現在）  [取締役候補者とする理由] 同氏は、メガバンクでの業務執行の経験を有し、企業経営や財務に明るく、幅広い人脈と知識を持ち合わせております。取締役会に求められる監督機能を適切に果たし、財務体質強化等の課題に対して、優れた経営手腕を発揮することを期待し、取締役に選任するものであります。	4,000株

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	はら だ じゅん じ 原 田 純 二 (昭和31年10月30日生) 59歳 再任候補 【取締役会への出席状況】 <u>100% (15回/15回)</u>	昭和59年4月 当社入社 平成23年1月 執行役員イメージング&ディベロップメント カンパニー新事業開発ユニットマネージャー 平成24年1月 執行役員機能材事業部長 平成24年6月 取締役 執行役員機能材事業部長 平成27年1月 取締役 上席執行役員機能材事業部長 平成27年6月 取締役 常務執行役員機能材事業部長 機能 材事業部、知的財産部担当 (現在)	59,852株
		【取締役候補者とする理由】 同氏は、機能材事業部長として、新規製品の開発、生産体制の確立等の実績をあげ、当社の成長戦略に不可欠な豊富な専門知識を有しております。当社の今後の成長に向けて、事業ポートフォリオの転換・構築を進めるにあたり、適切な経営の指揮を取ることを期待し、取締役に選任するものであります。	
5	しゅ とう まさ き 首 藤 正 樹 (昭和31年5月4日生) 60歳 再任候補 【取締役会への出席状況】 <u>100% (10回/10回)</u>	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 経理部長 平成23年6月 執行役員経理部長 平成27年1月 上席執行役員経理部長 平成27年6月 取締役 常務執行役員 経理部担当 (現在)	17,100株
		【取締役候補者とする理由】 同氏は、経理部門に長く携わり、経理財務に関する経験と知見が豊富で、当社の課題である財務体質強化に向けて強い統率を果たしております。中期経営計画を着実に推進していくため、経営の監督を適切に果たすとともに、企業基盤を安定させていくことに手腕を発揮することを期待し、取締役に選任するものであります。	

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	<p>はん だ つね あき 半 田 常 彰 (昭和29年10月21日生) 61歳 再任候補</p> <p>【取締役会への出席状況】 <u>100% (10回/10回)</u></p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成19年1月 社長室関連会社統括部長 平成20年5月 社長室関連会社統括部長 兼 ポストフェニックス推進室長 平成21年1月 社長室国際事業企画部長 平成23年6月 ダイヤミック株式会社取締役社長 平成24年6月 執行役員 ダイヤミック株式会社取締役社長 平成26年1月 八戸工場長 平成26年4月 執行役員 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社取締役社長 八戸工場長 兼 洋紙事業部副事業部長 平成27年1月 上席執行役員 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社取締役社長 八戸工場長 兼 洋紙事業部副事業部長 平成27年4月 上席執行役員洋紙事業部副事業部長 平成27年6月 取締役 常務執行役員洋紙事業部長 ドイツ事業管掌、洋紙事業部担当 (現在)</p> <p>[重要な兼職の状況] 光村印刷株式会社 社外監査役</p> <p>[取締役候補者とする理由] 同氏は、海外も含め、当社グループの事業部門、コーポレート部門を幅広く経験し、現在は洋紙事業部長として当社の主力事業を担当しております。当社の今後の事業展開を見据え、中長期的な成長と企業価値向上に向けた実行力と判断力を発揮することを期待し、取締役に選任するものであります。</p>	51,000株
7	<p>おお かわ なお き 大 川 直 樹 (昭和33年5月1日生) 58歳 再任候補</p> <p>【取締役会への出席状況】 <u>100% (10回/10回)</u></p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 総務人事部長 平成27年1月 執行役員総務人事部長 平成27年6月 取締役 執行役員総務人事部長 総務人事部、法務部担当 (現在)</p> <p>[取締役候補者とする理由] 同氏は、当社の人事・総務部門に長く携わり、コーポレート部門における経験と知見が豊富で、現在は総務人事部長として、コーポレートガバナンス強化等に当たっております。中期経営計画を強い推進力をもって進めるべく経営リソースの統括に才腕を発揮し、経営の適切な監督を期待し、取締役に選任するものであります。</p>	12,000株

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
8	しな がわ とも ひさ 品 川 知 久 (昭和33年6月14日生) 58歳 <u>再任候補</u> <u>社外取締役候補</u> <u>独立役員</u>  <u>【取締役会への出席状況】</u> <u>100% (15回/15回)</u>	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森綜合法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務所)入所 平成5年1月 同事務所パートナー 平成18年6月 当社 社外取締役(現在) 平成22年6月 株式会社ランドコンピュータ社外監査役(現在) 平成25年1月 森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセ (現在) [重要な兼職の状況] 森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセ 株式会社ランドコンピュータ社外監査役 日本リバイバル・インベストメンツ株式会社取締役  [取締役候補者とする理由] 同氏は、森・濱田松本法律事務所所属の弁護士として、会社法務に精通した立場から企業経営を統括する上で十分な見識を有しており、また当社取締役会において経営全般に亘り客観的かつ有益な提言を述べるなど、経営の監督機能を十分に果たしております。引き続き当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、社外取締役として独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことが期待できると判断し、選任するものであります。	0株

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
9	たけ はら そう みつ 竹 原 相 光 (昭和27年4月1日生) 64歳 <u>新任候補</u> <u>社外取締役候補</u> <u>独立役員</u>	昭和52年1月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 昭和56年12月 クーパース アンド ライブランド会計事務所入所 平成12年7月 中央青山監査法人トランザクションサービス 部部长 平成17年4月 Z E C O O パートナーズ株式会社代表取締役 (現在) 平成17年6月 株式会社CDG社外取締役 (現在) 平成19年2月 株式会社エスプール社外取締役 (現在) 平成26年6月 株式会社エディオン社外監査役 (現在) 平成27年4月 明治大学専門職大学院 会計専門職研究科 兼任講師 (現在) [重要な兼職の状況] Z E C O O パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社CDG社外取締役 株式会社エスプール社外取締役 株式会社エディオン社外監査役 株式会社元気寿司社外取締役 明治大学専門職大学院 会計専門職研究科 兼任講師 [取締役候補者とする理由] 同氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門知識を有し、またZ E C O O パートナーズ株式会社の代表として、経営コンサルティング業務等を通じて豊富な企業経営に関する知見を有しております。これらの経験を生かし、当社の経営全般に対しての提言等によりコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、社外取締役として独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことができると判断し、選任するものです。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 品川知久氏、及び竹原相光氏は社外取締役候補者です。

(1) 責任限定契約

品川知久氏は、当社との間で、在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、竹原相光氏は、選任後、当社との間で同契約を締結する予定です。その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものです。



(2) 独立役員

当社は、両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出しています。

[独立役員の指定理由]

品川知久

同氏は、当社社外役員独立性判断基準（45頁）を満たしており、また、同氏を社外取締役役に選任する当時から、同氏が取締役会において独立した立場より監督機能を果たせるよう、業務執行に関わる案件については一切同氏に依頼しない運用を取っています。以上の状況と同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。

竹原相光

同氏は、当社社外役員独立性判断基準（45頁）を満たしており、同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。

(3) 社外取締役としての在任期間

品川知久氏については、本総会終結の時をもって10年となります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

社外監査役である高松泰治氏及び開発光治氏の両氏は、本定時株主総会終結の時を以て辞任いたしますので、社外監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役各候補者の選定につきましては、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める要件・手続に則って行っております（コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）（44頁）ご参照願います）。

監査役候補者は次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>との おか ひろ あき 殿 岡 裕 章 (昭和28年1月23日生) 63歳</p> <p><b>新任候補</b></p> <p><u>社外監査役候補</u></p> <p><u>独立役員</u></p>	<p>昭和51年4月 明治生命保険相互会社（現在の明治安田生命保険相互会社）</p> <p>平成17年7月 同社取締役法人営業企画部長</p> <p>平成17年12月 同社取締役</p> <p>平成18年4月 同社常務取締役</p> <p>平成18年7月 同社常務執行役</p> <p>平成20年4月 同社専務執行役</p> <p>平成24年7月 同社執行役副社長</p> <p>平成28年4月 同社取締役（現在）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>明治安田生命保険相互会社 取締役（平成28年7月5日退任予定）</p> <p>日本化薬株式会社 社外監査役</p>	0株
		<p>[監査役候補者とする理由]</p> <p>同氏は、明治安田生命保険の執行役副社長を務め、財務・経理に関する専門知識と、企業経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験を生かし、社外監査役として独立した立場から、当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たすことを期待して、選任するものであります。</p>	

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株 式 の 数
2	金子初仁 (昭和31年11月2日生) 59歳 <u>新任候補</u> <u>社外監査役候補</u> <u>独立役員</u>	昭和54年4月 三菱信託銀行入社（現在の三菱UFJ信託銀行株式会社） 平成18年6月 同社執行役員リテール企画推進部長 平成18年10月 同社執行役員リテール企画部長 平成20年6月 同社執行役員京都支店長 兼 京都中央支店長 平成21年6月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社専務執行役員 平成24年6月 同社専務取締役 平成25年6月 同社取締役副社長 平成27年6月 三菱UFJ不動産販売株式会社 取締役会長 （現在） [重要な兼職の状況] 三菱UFJ不動産販売株式会社 取締役会長 [監査役候補者とする理由] 同氏は、三菱UFJ信託銀行の取締役副社長を務め、財務・経理に関する専門知識と、企業経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験を生かし、社外監査役として独立した立場から、当社経営について、適切かつ実効的な監査機能を果たすことを期待して、選任するものであります。	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 両氏は、新任社外監査役候補者です。

(1) 責任限定契約

両氏は、選任後、当社との間で、在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものです。

(2) 独立役員

当社は、両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出しています。

[独立役員の指定理由]

殿岡裕章

同氏は、当社社外役員独立性判断基準（45頁）を満たしており、同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。

金子初仁

同氏は、当社社外役員独立性判断基準（45頁）を満たしており、同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しています。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数要件を欠くことに備え、会社法329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

ただし、候補者 藤井則夫氏は、社外監査役の要件を満たしておりませんので、常勤監査役 岡健二氏の補欠として選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ふじい のり お 藤井則夫 (昭和24年1月23日生) 67歳	昭和47年4月 当社入社 平成19年6月 当社監査役 平成23年6月 同退任 現在に至る	15,000株
	[監査役候補者とする理由] 同氏は、平成19年6月より4年間当社常勤監査役を務めるなど当社業務全般に精通しており、常勤監査役の員数が欠けた場合に監査品質を保持するための適任者であることから、選任するものであります。	

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(※) ご参考として、当社コーポレートガバナンス基本方針の該当する条項を以下に記載します。

－コーポレートガバナンス基本方針(抜粋)－

(取締役の資格及び指名手続)

第18条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験等を有し、高い倫理観を備えた者がその任にあたります。

2 当社は、取締役候補者を決定するに際して、当社グループが現に行い、又は将来行う可能性のある事業領域において経営に強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材、監督機能を十分果たせる人材等のバランスを考量し、取締役会を構成する者の多様性に配慮します。

3 当社は、社外取締役候補者について、経験、知見、専門性等に基づいて経営に関する率直・活発で建設的な検討に向けた提案及び助言を行うとともに、独立した立場から、経営の監督及び経営陣等と当社との利益相反の監督を行い、ステークホルダーの意見を適切に反映することができる人材を指名します。

4 社外取締役の独立性については、独立性判断基準(45頁)に基づいて判定します。

5 取締役の候補者は、前4項を踏まえ、指名報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会で決定します。

6 全ての取締役は、任期を1年とし、定時株主総会による選任の対象とします。

(任意の指名報酬委員会の設置)

第23条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置します。

2 指名報酬委員会の委員は、代表取締役及び独立社外取締役から選任し、議長は独立社外取締役が務めます。

- 3 指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、次の各号について、取締役会に上程する議案の内容の適切性を検討し答申を行います。
  - i) 取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員を選任
  - ii) 取締役及び執行役員の報酬に関する方針及び個人別の報酬の内容

(ご参考) [当社社外役員独立性判断基準]

1. 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針として、次のいずれかの項目に該当する場合は独立性を有しないものとします。ただし、下記(12)は社外監査役についてのみ適用されるものとします。
  - (1) 当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、その他の従業員（以下「業務執行者」という。）である者又は過去10年間に於いて当社及び当社の子会社の業務執行者であった者
  - (2) 当社及び当社の重要な子会社(※1)（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者(※2)（当該者が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
  - (3) 当社の主要な取引先(※3)（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
  - (4) 当社の主要な借入先(※4)である金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社(※1)の業務執行者
  - (5) 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者
  - (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※5)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、その社員、パートナー、アソシエイト、職員若しくは従業員である者）
  - (7) 当社グループから多額の金銭その他の財産(※5)の寄付を受けている者（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体の業務を執行する役員、社員若しくは使用人である者）
  - (8) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある会社又はその親会社若しくは重要な子会社(※1)の業務執行者
  - (9) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者）
  - (10) 過去3年間に於いて上記(2)から(9)に該当していた者
  - (11) 上記(1)から(10)に該当する者（重要な地位にある者(※6)に限る。）の近親者(※7)
  - (12) 下記(a)から(c)に該当する者の近親者(※7)
    - (a) 当社の子会社の非業務執行取締役である者
    - (b) 当社の子会社の会計参与である公認会計士又は税理士（当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士若しくは税理士である者）
    - (c) 過去1年間に於いて上記(a)若しくは(b)又は当社の非業務執行取締役に該当していた者

- (※1) 重要な子会社とは、連結子会社をいい、当社の場合には事業報告に「当社の重要な子会社」として記載している会社をいいます。
- (※2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における連結売上高の5%を超える金額の支払いを受領している者をいいます。
- (※3) 当社の主要な取引先とは、当社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の5%を超える金額の支払いを行っている取引先をいいます。
- (※4) 当社の主要な借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先をいいます。
- (※5) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の合計が当該財産を受領している者の直近事業年度において(1)個人の場合には1000万円以上、(2)法人等の団体の場合には(2-a) コンサルタント等については、当該団体（法律事務所等）の連結売上高の2%以上、(2-b) 寄付については、当該団体（公益社団法人等）の年間総費用の30%超のものをいいます。
- (※6) 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人、社団法人、学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的かつ合理的に判断される者をいいます。
- (※7) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいいます。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂けることを条件として、平成28年5月31日付で当社取締役会が、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます）に所要の変更（以下「本改正」といいます）を行った上で継続することを決定した、下記内容による、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様のご承認を頂くことにより発効することとなります。

### 記

#### 1. 基本方針について

##### (1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方については、市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。従って、当社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じとします）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付者（下記2(1)に定義されます）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊又は毀損し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化との観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々に

お支え頂くことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることをその基本方針といたします。

## (2) 基本方針維持の背景

当社は、当社の企業価値の源泉が、特色ある製紙メーカーとして118年の歴史のなかで培ってきた社会との関係やノウハウ、高度の技術開発力に基づく製品群を社会に提供することにあると考えております。すなわち、当社の事業は、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験や専門知識を有する人材、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先等様々なステークホルダーとの密接な関係等の経営資源の上に成立しており、これらの経営資源は、それぞれ永年にわたり培われたノウハウとブランドイメージを持ち、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しています。しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、買収者等が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持することとした次第です。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### (1) 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行って頂くためには、その前提として、上記のような



当社固有の事業特性や当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行って頂くためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、先述の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者（本プランに違反した大規模買付者及び濫用的買収者（下記(2)(f)ア②に定義されます）に該当する大規模買付者）、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本改正による現行プランの本プランへの改定とそれによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいふまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会への付議を通じて、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させて頂くものです。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限り）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、（i）同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに（ii）当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii) 契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、総称して「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛てに提出して頂きます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会及び独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等（会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等の総称をいいます。以下同じとします）に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内（初日不算入とします）に、当社取締役会に対して、次の①から③までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます）を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします）及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）
- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株及び空売り等の状況
- ③ 大規模買付者及びそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

- ④ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
- ⑦ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます）
- ⑧ 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者への対応方針・処遇方針
- ⑨ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑩ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ⑪ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑫ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問い

ません)及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細

- ⑬ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内(初日不算入とします)に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①又は②の期間(いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の定めがない限り取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の難しさや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得るものとします。かかる費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入とします)延長することができるものとします(なお、再延長を行う場合においても同様とします。ただし、再延長は2回に限るものとします)。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、独立社外取締役及び独立役員である社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置しているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策の継続当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙1）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内（延長された場合にはその期間も含みます）に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができ

るものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(キ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます）であり、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、



又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)乃至(イ)までのいずれかに準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止又は発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

## イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止その

他必要な決議を行うものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、（別紙2）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、（i）例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、又は（ii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置が発動された後であっても、当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合、独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合又はその他当社取締役会が別途定める場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、原則として、対抗措置を廃止すべく所要の決議を行うものとします。

### 3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、且つ、法令等若しくはそのガイドラインの改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）等若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響について

#### (1) 本改正による現行プランの本プランへの改定時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本改正による現行プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接に具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、株主の皆様が保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接に具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当て

を中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、並びに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含みます）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないこと等、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って適時適切な開示を行いますので、その内容をご確認下さい。

以 上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

(記載は氏名の50音順としています)

[氏名] 片岡 義広 (かたおか よしひろ)

[略歴] 昭和29年生まれ

昭和55年4月 弁護士登録

平成2年6月 片岡総合法律事務所パートナー (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

[氏名] 品川 知久 (しながわ ともひさ)

[略歴] 昭和33年生まれ

昭和60年4月 弁護士登録

平成5年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー

平成18年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

平成25年1月 同事務所シニア・カウンセラー (現在に至る)

[氏名] 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

[略歴] 昭和27年生まれ

昭和57年5月 公認会計士登録

平成17年4月 ZECOOPARTNERS株式会社代表取締役 (現在に至る)

平成18年7月 当社一時会計監査人

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

平成28年6月 当社社外取締役 (6月28日就任予定)

招  
集  
通  
知

事  
業  
報  
告

連  
結  
計  
算  
書  
類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

(別紙2)

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る)。

### 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した取得条項とするものとする。

#### 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

#### 9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権又は当該新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格相当額を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

#### 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア

当社会議室 (11階)

電話 03 (5600) 1488 (案内台)



本招集ご通知は、当社生産のFSC森林認証紙「森の町内会 軽装エマット FSC認証-MX」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。

